

(様式第1号)

平成29年度 第2回芦屋市社会教育委員の会議 会議録

日 時	平成29年7月26日(水) 15:00~17:00
場 所	北館4階 教育委員会室
出席者	議長 今西 幸蔵 副議長 押谷 由夫 委員 野村 克彦 委員 渡辺 史恵 委員 井原 一久 委員 野村 智子 委員 石田 要 委員 亀田 吉信
欠席者	なし
事務局	社会教育部長 川原 智夏 生涯学習課長 茶嶋 奈美 生涯学習課管理係長 小山 慶子 生涯学習課管理係 桂樹 良子
会議の公表	<input type="checkbox"/> 非公開 <input checked="" type="checkbox"/> 一部公開 会議の冒頭に諮り、出席者8人中8人の賛成多数により決定した。 [芦屋市情報公開条例第19条の規定により非公開・一部公開は出席者の3分の2以上の賛成が必要]  <非公開・一部公開とした場合の理由> 公平公正に補助金を交付する企画を選定するため、審議は非公開で運営することが適当であるため。
傍聴者数	0人

1 会議次第

- (1) 平成29年度兵庫県社会教育委員協議会総会並びに研修会について(報告)
- (2) 阪神南地区社会教育委員協議会第1回役員会について(報告)
- (3) 社会教育関係団体の新規登録について
- (4) 社会教育関係団体公募提案型補助金の企画案について
- (5) その他

## 2 提出資料

### (1)レジメ

(2)平成29年度兵庫県社会教育委員協議会総会・研修会資料

(3)平成29年度阪神南地区社会教育委員協議会第一回役員会（総会）資料

(4)ニュースレターNo.20

(5)全国社会教育委員連合の寄付金の依頼について

## 3 審議内容

### <今西議長>

それでは、議題（1）の平成29年度兵庫県社会教育委員協議会総会並びに研修会についての報告を事務局からお願いします。

### <事務局：小山>

#### 【資料に基づき報告】

### <今西議長>

平成31年度の全国社会教育研究大会の会場は兵庫県です。今年のテーマは「豊かな人間関係を育む地域社会の創造にむけた、社会教育の推進」ですので、よろしくお願いいたします。

それでは、議題（2）の阪神南地区社会教育委員協議会第1回役員会について、事務局から説明をお願いします。

### <事務局：小山>

#### 【資料をもとに説明】

### <今西議長>

それでは、議題（3）社会教育関係団体の新規登録について、事務局から説明をお願いします。

### <事務局：小山>

芦屋市社会教育関係団体は3年ごとの基準年に一斉更新の登録を行っており、平成27年度がその基準年でした。その後、「芦屋市社会教育関係団体登録申請要領」に基づき、6月期と12月期の年に2回、追加の申請を受け付けております。

平成29年7月1日現在、芦屋市の社会教育関係登録団体は305団体ございます。分類別の内訳は、「PTA」2団体、「青少年」25団体、「スポーツ」115団体、「芸術」25団体、「芸能・音楽」43団体、「教養・学習」62団体、「コミスク」10団体、「そ

の他」23団体の構成でございます。

そして今回、6月15日から6月末までに申請があった団体は、5団体でございます。申請自体は当初合計で8団体いただいておりますが、残り3団体については、事前に事務局において社会教育委員の会議に諮問すべき要件を備えているかを審査しまして、登録要件を満たしておりませんでしたので、今回この審査対象からはずさせていただいていることをご報告いたします。

団体の登録につきましては、教育委員の会議で諮っていただき、承認された団体に対し、「芦屋市社会教育係団体登録承認書」を交付することとなります。教育委員の会議に提出するにあたり、この申請団体について皆様のご意見をいただきたいと思っております。

<今西議長>

それではNo.1『カワセミ』について、事務局から説明をお願いします。

<事務局：小山>

【資料をもとに説明】

<今西議長>

8団体から申請があり、3団体については登録要件を満たさないということで除外され、本日は5団体について審議するということですね。

「カワセミ」については、つどいの場の提供ということで、月2回集会所で活動をされていますね。

<井原委員>

芦屋市を拠点として活動されている団体なのでしょうか。

<事務局：桂樹>

基本的に市内の集会所を拠点として活動されています。

<野村智子委員>

どのようなかたちで参加者を募集しているのでしょうか。

<事務局：桂樹>

チラシを作成し、集会所に貼ったりして周知しているとのこと。

<野村智子委員>

事業報告の会場使用料で800円×3回、108円×6回とありますが、108円と

いうのはいったい何の数字なのでしょうか。

<事務局：桂樹>

800円については活動の拠点にされている集会所の使用料です。108円の単価については調べておきます。

<渡辺委員>

同じく会場使用料について、集会所を拠点として活動されているということですが、自治会が認めれば施設使用料の減免が受けられるはずです。この団体については減免が適用されているのでしょうか。

<事務局：桂樹>

集会所はそれぞれ指定管理になっておりますので、場合によっては施設使用料が減免されたりすることは把握しておりますが、こちらの団体については、そういった実態がないと把握しております。

<今西議長>

それではカワセミについて、社会教育委員の会議として登録の承認を認めると教育委員の会議に諮ってもよろしいでしょうか。

—異議なし—

<今西議長>

続いて、No.2『野いちごコーラス』について、事務局から説明をお願いします。

<事務局：小山>

【資料をもとに説明】

<今西議長>

指揮者の方が代表者を兼ねており、活動を起因とした謝金が発生しているとのことですが。このことについて、ご意見ありますか。

<井原委員>

活動を起因とした対価を得たらいけないという要件は、どういう主旨で決められているのでしょうか。例えば、大きな団体であれば委員長報酬が発生しているところもありますし、大きな文化的な事業を行おうとすると、若干のお金は発生してくるものだと思います。

います。

<事務局：小山>

あくまでも必要なお金であるとか、活動のために必要な謝金であるということであれば差し支えないかと思いますが、いわゆる教室にあたるような団体については、社会教育関係登録団体としては認められないという意図で設けている要件です。

<井原議員>

ここで支払われている謝金というのは、芦屋市内の活動に対しての謝金なのか。それともほかの講習、例えば他に行っておられてそれに対する対外的な謝金なのか、その分類によってもその謝金が適合なのか、不適合が決まってくると思います。これはどういうものに対しての謝金なのか。

<事務局：小山>

この団体の会計の中から指揮者などにお支払しているお金ですので、対外的ということではないです。

<井原委員>

芦屋市内での活動に対する講師指導料ということですね。

<野村智子委員>

社会教育関係団体の新規登録の申請をするにあたり、登録要件があることを理解して申し込まれていると思うのですが、団体の代表者を変えるということは考えられなかったのでしょうか。

<事務局：小山>

登録の要件を満たすために代表者を変えるというのは、そもそもの主旨が変わってきてしまいますので、その団体の実際の代表者で申請していただくようにしています。

<野村克彦委員>

この団体は恐らく芦屋川カレッジをベースにして生まれた団体だと思いますが、代表者が講師料を受け取っておられるのですか。

<事務局：桂樹>

代表者以外に、会員ではないのですが伴奏の方がもう一人いらっしゃいまして、その方と代表者のお二人に謝金として講師料が支出されているようです。

<野村克彦委員>

伴奏の方は団体の会員ではないということですので、伴奏の方に対する謝礼であれば理解できるのですが、代表者自身が収入を得ているという認識はありませんでした。

<事務局：桂樹>

代表者が指揮者として謝金を受け取っているということは団体に確認済みです。

<亀田委員>

活動状況については団体ごとにいろいろあり方があるでしょうし、謝礼の額もマーケットとして適切かどうかという、むしろ安いかもしれないなどあるかもしれませんが、私たちは登録の要件に従って判断せざるをえないですし、そこは、活動の実態に踏み込むよりは、現状がそうであれば不可とするという結論になるかと思います。

<野村克彦委員>

なぜその額をもらっているのかが重要だと思います。これだけのメンバーをまとめるためには、細かい事務作業や交渉事もいろいろあるはずですが、そのことも含めた謝金なのかどうか。

<事務局：桂樹>

講師謝金をどういった意図でお支払しているのかということ団体に改めて確認したらよろしいでしょうか。

<野村智子委員>

そうすると、先ほどの代表者を変えたらどうかという話と一緒に、登録の要件に合うように回答される可能性も出てくると思いますので、申請書に書かれている内容をもとに審査すべきだと思います。

<今西議長>

登録要件3の7「団体の代表者及び役員が、その団体の活動に起因する対価を得ることがないこと。」は、門下生という形を禁止するという意味だと思います。この団体の場合それにあたるかどうかということですね。

<井原委員>

団体の会則第1条に事務局は代表者宅に置くとあります。収支決算書をみても光熱費や電話代、コピー代などが見当たらないので、そういうところを置き換えてもらっているというとりえ方もできると思いますので、謝金をもらっているから一概に駄目という

のではなく、そこは考慮に入れないといけないかもしれません。

<亀田委員>

支出予算のうち約50%が講師謝礼ということになり、講師謝礼のために活動しているとも受け取れます。1割、2割ですと団体の運営上と言えるかもしれませんが、このケースでいえば、ややアンバランスな気がします。

<事務局：茶嶋>

この謝金を対価とみなすのであれば、こちらの団体を今回の会議で諮問させていただくことはありません。この対価の扱いが、これだけ活動されている経費として渡されているのか、それであってもこの金額は高いということもあるかもしれませんので、ご審議いただきたいと思い、会議にあげました。

<今西議長>

私は以前市民合唱団の指揮者をやっていましたが、指揮者の謝金としてこの金額は低いと思います。ただ、年間の累積額をみると高いかもしれません。

<事務局：茶嶋>

講師謝礼を受け取っているお二人のうち、お一人は代表者ではない伴奏者の分なので、講師謝礼総額の半分が代表者に支出されているということになります。

<井原委員>

会場の段取りや交通費等を含めると、必要経費の範囲内ではないかと思います。

<今西議長>

公益性が高いというご意見ですね。

<野村智子委員>

誤解のないよう、会計の項目や摘要の書き方をきちんとしていただく必要はあるかと思えます。

<今西議長>

では、会計について行政から指導するという条件つきで、社会教育委員の会議として登録の承認を認めると、教育委員の会議に諮ってもよろしいでしょうか。

—異議なし—

では続いて、No.3『芦屋CAGERS』について、事務局から説明をお願いします。

<事務局：小山>

【資料をもとに説明】

<今西議長>

構成員のうち複数人が家族関係にあるようですが、このことに対する否定的な要件はないですね。学生という点も問題はないのですか。

<事務局：桂樹>

団体の構成員の年齢に関することは、登録の要件には特に定められておりません。

<事務局：小山>

団体の規約の中の組織に関することで、1点矛盾がございます。保護者会は第4条に掲げる活動に参加している児童の保護者によって構成するとございまして、次に定期総会にて保護者会より監査役1名を任命するとございますが、会計監査をされている方のお子様の名簿の中に見当たりませんでした。

<井原委員>

保護者でない方が会計監査をされてらっしゃるといのは、どういう方がされているのでしょうか。

<事務局 桂樹>

名簿を見る限りでは、参加している児童の保護者ではないようです。

<井原委員>

組織は引き継いでおられるのですか。

<事務局：小山>

芦屋バスケットボールリーグミニバス教室芦屋地区としての活動は平成27年4月からされていらっしゃるようです。ただ、団体名が今年4月に変わり、平成28年度までと29年度で活動内容が変わっていることから、活動実績の一年とみなして良いのかというところも、ご意見頂きたいと思います。

<井原委員>

何のために組織改正をされたかによりますと思います。例えば、NPO法人化を目指して



いるのであれば、順当な動きだと思います。

<事務局：小山>

当初の母団体であった芦屋バスケットボールリーグについては、NPO法人化を目指す動きはあるようです。

<野村智子委員>

活動の参加人数に関して、親睦会以外の活動については構成メンバー以内の人数で、外部の方が参加したような雰囲気が見えてこない気がするので、外部の方がどれだけ参加して、実績を積まれて、どう社会貢献をやっているのか、お聞きしたいです。

<石田委員>

メンバーが固定化しているような印象を受けますね。

<事務局：小山>

チラシを作成してPRはされているようですが、参加人数だけみると実績としては効果が薄いのかなと思います。

<渡辺委員>

地元でできあがったチームが発展していった市民のために活動を行っていくというのはあり得ると思うのですが、構成人数が何人になると登録団体として認めるとか、あるのでしょうか。

<事務局：小山>

登録要件の中で、団体の構成人員が10名以上という基準がございます。こちらの団体は構成人員10名を超えているので、本会議にあげさせていただきました。

<渡辺委員>

社会教育関係登録団体として認められると、主な活動場所としてあげられている体育館・青少年センターでの広報の掲示の方法等の膨らみが出てくるということですか。

<事務局：桂樹>

登録の承認を受けることで、生涯学習課を通して例えば広報紙への掲載申請や掲示板へのポスター等の掲示申請が可能になりますし、市内の一部施設の減免を受けることができます。

<野村克彦委員>

会計や事業報告，事業計画をみても，前年度と今年度でずいぶん内容が変わっていますよね。

<亀田委員>

今の体制になってから1年の実績がないというところが，ポイントになるわけですね。

<今西議長>

保留にするかどうかということですね。社会教育委員の会議としては，新体制になってからの活動の様子をみるべきということで，教育委員の会議に諮ってもよろしいでしょうか。

—異議なし—

<今西議長>

では続いて，No.4『芦屋市テニス協会』について，事務局から説明をお願いします。

<事務局：小山>

【資料をもとに説明】

<野村克彦委員>

すごく大きな組織ですよね。全団体の構成人数は何人くらいなのでしょう。

<事務局：小山>

千人は超えていらっしゃいます。

<野村克彦委員>

活動の内容等は問題ないと思いますが，なぜこのような歴史のある団体が今まで登録されていなかったのが気になります。各構成団体が社会教育関係登録団体になっていて，共通のイベントや催しが増えてきたので登録申請をしようというご判断なのでしょう。

<事務局：小山>

構成団体の中に社会教育関係登録団体はございません。

<野村智子委員>

他市の社会教育関係登録団体になっているということはありませんか。

<事務局：小山>

他市での登録状況については、把握できておりません。

<井原委員>

登録の承認がされることによって、例えばテニスコート代が減免になるということはあるのでしょうか。

<事務局：桂樹>

活動拠点としてあげられているテニス場は減免対象施設ではございません。

<今西議長>

こちらの団体が社会教育関係登録団体になったところでメリットはないように思われますが、特に大きな問題はないと思います。社会教育委員の会議として登録の承認を認めると、教育委員の会議に諮ってもよろしいでしょうか。

—異議なし—

<今西議長>

では続いて、No.5『さんさん会』について、事務局から説明をお願いします。

<事務局：小山>

【資料をもとに説明】

<今西議長>

平成28年度から芦屋川カレッジにおける活動があるので、それを実績として評価してほしいということですが、このことを本会議でどう判断すべきなのかというところだと思います。

<野村克彦委員>

芦屋市の主導で芦屋川カレッジの活動がスタートして今年で33年になります。これまでずっと芦屋川カレッジでの活動を活動実績としてこの会議として認めてきたので、こちらの団体についても28年度から活動したという形で認めてはどうかと思います。

<野村智子委員>

総会以外の事業の参加人数が実績としては少ないかなと思います。

<野村克彦委員>

コーラスについては、会員全員で活動しているのではなく、それぞれのメンバーが唱歌の指導をしているという意味だと思います。例えば今度学友会の社会奉仕で知的障がい者の方のスペシャルオリम्ピックスがありますが、それには60名ほどが参加して支援活動を行っています。学友会のメンバーが行うこういった活動がこれからこの活動内容の中に含まれてくると思いますが、まだその活動がスタート段階で少ないと思うので、必要があれば行政で指導していただきたいと思います。

<今西議長>

そういった事業にたくさんご参加いただいて、社会貢献していくという方向で進めていただきたいですね。特に反対の意見もないですし、事務局からできるだけ大勢の方が参加できるようなイベントを作っていただきたいをご指導いただければ良いと思います。それでは、社会教育委員の会議として登録の承認を認めると、教育委員の会議に諮ってもよろしいでしょうか。

—異議なし—

<今西議長>

では、次の議題「社会教育関係団体公募提案型補助金の企画案について」です。  
補助金の審査に入りますので、3分の2以上多数により非公開の決定をいただければ、非公開としたいと思いますが、いかがでしょうか。

—異議なし—

<今西議長>

では、ここからの会議は非公開といたします。

—会議非公開—

【補助金審査】

—会議公開—

<今西議長>

それでは、議題（5）その他について、事務局から説明をお願いします。

<事務局：小山>

【資料をもとに説明】

<今西議長>

それでは、会議を閉会いたします。

以 上